

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）にいつフードセンター赤海店

所在地 五泉市赤海字新開640番1 外

設置者 株式会社カワマツ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成28年4月22日

3 意見の概要

(1) 五泉市からの意見の概要

- ・工事車両が周辺の道路を通行する際、土埃が農作物に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ・工事等から発生する汚水が水質を悪化させないように適正に処理すること。
- ・工事車両の運行経路において、通学する児童・生徒の安全を十分に確保し、停止及び最徐行並びに通行自粛等の安全対策を講じること。
- ・建設時には敷地に柵等を設け、立ち入り禁止対策を十分講じること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年9月13日から平成28年10月13日まで